

## 富里市有料広告の取扱いに関する要綱

(平成 18 年 12 月 8 日 告示第 141 号)

改正 平成 19 年 1 月 16 日 告示第 3 号 平成 20 年 4 月 1 日 告示第 71 号  
平成 20 年 11 月 25 日 告示第 169 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の新たな自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図るため、富里市(以下「市」という。)の資産を広告媒体として活用し、民間企業等(以下「企業等」という。)の広告を掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第 2 条 広告媒体となる市の公共物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) その他広告掲載が可能と市長が認めるもの

(掲載範囲)

第 3 条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反のおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に該当するもの及び類似するもの
- (5) その他広告として掲載することが妥当でないとして市長が認めるもの

(広告の掲載順位)

第 4 条 掲載が適当と認められた広告の申込みが予定枠を超えて複数ある場合の掲載順位は、次の順序とする。ただし、同一順位が予定枠を超えて複数ある場合には、抽選により決定するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する企業等のうち、その事業内容が公共的性格を有するものに係る広告
- (2) 市内に事業所を有する企業等のうち、前号に掲げるもの以外に係る広告
- (3) 前 2 号に掲げるもの以外の企業等に係る広告
- (4) その他掲載する広告として妥当であると市長が認めるものの広告

( 広告の規格等 )

第 5 条 広告の規格，広告掲載位置，枠数，広告掲載料，広告掲載期間，広告の作成方法等に係る募集要領は，広告媒体ごとに別に定めるものとする。

( 広告の募集 )

第 6 条 広告の募集は，広報とみさと及び市のホームページ等により公募するものとする。

( 広告掲載の申込み )

第 7 条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は，富里市有料広告掲載申込書（別記第 1 号様式）に掲載しようとする原稿のほか，次の各号に掲げる書類を添えて市長に申し込むものとする。

- (1) 事業内容のわかる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は，前項の規定により提出された書類等を返却しないものとする。

3 次の各号に定める場合は，第 1 項各号に定める書類を省略することができる。

- (1) 申込みを行った当該年度内に，再度，同じ広告媒体に広告掲載の申込みを行う場合
- (2) 商工会からの推薦があった場合
- (3) その他市長が認めた場合

( 広告掲載の決定等 )

第 8 条 市長は，前条第 1 項の規定により申込書の提出を受けたときは，掲載の可否を決定し，その結果を富里市有料広告掲載決定通知書（別記第 2 号様式）により通知するものとする。

2 市長は，決定等を行うに際し，広告の内容，デザイン，形状，材質等の変更を指示し，又は必要な条件を付することができる。

( 有料広告審査会 )

第 9 条 有料広告の取扱いに関して必要な審査を行うため，有料広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は，会長及び委員で構成する。

3 会長は，行政改革担当課長を充て，審査会の会務を総理する。

4 委員は，次に掲げる職にある者を充てる。

- (1) 財政担当課長
- (2) 商工業振興担当課長
- (3) 青少年健全育成担当課長

(4) その他市長が指名する者

5 審査会の庶務は、行政改革担当課において処理する。

( 審査会の会議 )

第10条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

( 会議の開催 )

第11条 会議の開催は、原則月1回とし、富里市庁議及び部課長会議に関する規則(昭和58年規則第16号)第5条第1項第2号に規定する部課長会議の終了後開催するものとする。

( 広告掲載料 )

第12条 第8条第1項の規定により掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに市の発行する納付書により、広告掲載料を一括して前納しなければならない。

( 広告主の責任等 )

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告作成に関する一切の経費は、広告主が負うものとする。

( 広告内容の変更 )

第14条 広告主は、広告掲載内容の変更をしようとするときは、富里市有料広告掲載変更申込書(別記第3号様式。以下「変更申込書」という。)に変更後の原稿案を添えて市長に申込むものとする。

2 市長は、前項の規定により変更申込書の提出を受けたときは、審査会に意見を求め、掲載の可否を決定するものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更については、審査会の開催を省略できるものとする。

(1) 文字の書体又は書式の変更

(2) 誤字・脱字等による変更

(3) 広告デザインで文字部分の装飾又は網掛け等の変更

(4) その他市長が軽微な変更と認めるもの

( 広告掲載の取消し )

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項に規定する決定を取り消すことができるものとし、取り消したときは、富里市有

料広告掲載取消通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

- (1) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 第8条第2項に規定する指示に従わないとき。
- (3) 申込書に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (4) 広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載が不相当と認められるとき。
- (5) 市の行政運営上支障があると市長が認めたとき。

（広告掲載の取下げ）

第16条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとし、取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

（広告掲載料の返還）

第17条 広告掲載料については、原則返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載ができなくなったときは、納付済みの広告掲載料を返還するものとし、広告媒体ごとに別に規定する。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成18年12月8日 告示第141号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年1月16日 告示第3号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日 告示第71号）

この告示は、告示の日から施行する。

別 記

第 1 号様式

富里市有料広告掲載申込書

年 月 日

富里市長 様

住所（所在地）

氏名（名 称）

申込者 代表者職・氏名

担当者職・氏名

電話番号

FAX 番号

富里市有料広告の取扱いに関する要綱及び 要領を遵守のうえ、  
次のとおり申し込みます。

広 告 の 種 類	
規 格 等	
掲 載 希 望 期 間	
掲 載 料	

添付書類

- (1) 広告の原稿案
- (2) 法人 登記事項証明書・定款の写し・会社案内のいずれか  
(当該年度に富里市入札参加資格申請を行っている場合は添付不要です。)  
個人 営業案内・身分証明書のいずれか
- (3) 許認可業種の場合，許認可証等の写し
- (4) 富里市有料広告掲載基準確認票（別紙）

## 富里市有料広告掲載基準確認票

<p>(1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当景品類及び不当表示防止法第4条に違反するもの</li> <li>・ 広告に関する規定がある法律等に違反するもの 医療法(第6条の5～8)、介護保険法(第98条)、薬事法(第66条～68条)、 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(第7条) 柔道整復師法(第24条)、旅行業法(第12条の7,8)等に違反するもの</li> <li>・ 許認可が必要な事業で、許認可されていない事業者が行うもの</li> <li>・ その他、業務、営業行為、商品等について規定している法律等に違反するもの 等</li> </ul>	有・無
<p>(2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ギャンブル等射幸心をあおる可能性のあるもの</li> <li>・ 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体等</li> <li>・ 自由・人権を害するもの</li> </ul>	有・無
<p>(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治活動(公職選挙法に抵触するおそれのあるもの等)</li> <li>・ 宗教活動(宗教団体による布教推進等)</li> <li>・ 意見広告(個人又は団体の主義主張等)</li> <li>・ 個人の宣伝(個人の名前を宣伝するもの等)</li> </ul>	有・無
<p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの及び類似するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接待飲食等(キャバレー、クラブ等)</li> <li>・ 遊技場営業(麻雀店、パチンコ店、スロットマシン、ゲームセンター等)</li> <li>・ 性風俗関連特殊営業(店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業)</li> <li>・ その他風俗営業類似の業種</li> </ul>	有・無
<p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの</li> <li>・ 性別による差別的取扱い、固定的な役割分担等を連想させる表現を用いるもの</li> <li>・ 貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業(銀行、信託会社、その他政令で定められた金融機関、証券業の認可のあるもの以外のもの)</li> <li>・ マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるもの</li> <li>・ 著作権・肖像権の侵害にあたるもの</li> <li>・ 本市が推奨していると思わせる表現のもの</li> <li>・ 社会問題を起こしている業種や事業者</li> <li>・ 民事再生法又は会社更生法による再生、更生手続中の事業者</li> <li>・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの</li> </ul>	有・無

富里市有料広告掲載の申込みをするにあたり、上記のとおり富里市有料広告掲載基準に該当するものがないことを確認しました。

住所(所在地)

氏名(名称)

代表者職・氏名

第2号様式

富里市有料広告掲載決定通知書

年 月 日

様

富里市長



年 月 日付で申込みのありました有料広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	掲載する 別添の納付書により掲載料を納付してください。 掲載しない 理由：
広告の種類	
規格等	
掲載期間	
掲載料	
掲載料納付期限	
掲載条件	

第3号様式

富里市有料広告掲載変更申込書

年 月 日

富里市長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

申込者 代表者職・氏名

担当者職・氏名

電話番号

FAX 番号

年 月 日付で決定しました有料広告の掲載について、次のとおり変更したいので申し込みます。

広告の種類	
変更内容	
変更理由	

変更後の広告原稿案を添付してください。



第4号様式

富里市有料広告掲載取消通知書

年 月 日

様

富里市長



年 月 日付で契約しました富里市有料広告掲載について、次の理由により取り消したので通知します。

広 告 の 種 類	
取 消 理 由	
取 消 時 期	
備 考	